

第432回 佐賀地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：令和4年7月6日
10：00～11：10
- 2 開催場所：佐賀第2合同庁舎 共用大会議室2
佐賀市駅前中央3丁目3番20号
- 3 出席者：公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：(1) 佐賀県最低賃金の改正諮問について
(2) 今後の審議について
- 5 議事要旨：(1) 佐賀労働局長から本審議会に対して佐賀県最低賃金（現行：821円）の改正決定について諮問が行われた。
上記の諮問に伴い、最低賃金法第25条第2項により専門部会を設置することになり、専門部会委員の選出手続きについて確認が行われた。
(2) 事務局から、経済・雇用情勢、賃上げ状況、意見聴取の公示、締切日等について説明が行われた。
(3) 佐賀地方最低賃金審議会運営規程（オンライン開催の可否等）の改定に向けた事前アンケート結果について、事務局より説明が行われ、同規程改定に向け、文言の整理、他局の運用状況を把握していくことを報告した。